

市民参画条例の運用課題

市民参画条例の運用課題

項目	市民参画条例での規定	運用上の課題・問題点	議論のポイント	他市事例				
<p>参画手続きが必要な政策等</p>	<p>(第6条第1項/第2項)</p> <p>① 市長等は、政策等に対する市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合には、市民参画手続を実施するものとする。</p> <p>② 市長等は、次に掲げる事項を行うときは、あらかじめ、市民参画手続を実施しなければならない。</p> <p>(ア) 政策等に対する市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案して、市民参画が必要と認められる場合。</p> <p>(イ) 市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止。</p> <p>(ウ) 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止。</p> <p>(エ) 市政の基本的な事項を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃。</p> <p>(オ) 広く市民の利用に供する大規模な施設であって規則で定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更。</p> <p>(カ) ②～⑤以外に、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更又は廃止。</p>	<p>● 内容的には市民参画手続の実施効果が低いと思われる政策等についても、規定上、市民参画手続を実施せざるを得ない。</p> <p>➢ 実施計画の一部分を充実するにあたり、その充実する部分のごく一部分で、市民に与える影響が少ない軽易な変更（施策の一部追加）であるが、条例に定める市民参画手続の除外規定には該当しないため、パブリックコメントの実施を予定している。</p> <p>※ 当初の計画策定時には、計画全体についてのパブリックコメントを実施しており、その部分の変更は実施しない。（施策の追加のみ）</p> <p>※ 逐条解説では、市民参画手続の除外規定の例として、「関係法律の条項移動や文言整理に伴い市の条例、規則の規定を整備するような場合」のみ挙げられている。</p> <p>➢ 意見公募を実施しても、意見が全くもしくはほとんど得られない。（以下、H26年度実績）</p> <table border="1" data-bbox="1107 1104 1682 1190"> <tr> <td>意見 0 件</td> <td>6 件 / 16 件中</td> </tr> <tr> <td>意見 1 件</td> <td>2 件 / 16 件中</td> </tr> </table>	意見 0 件	6 件 / 16 件中	意見 1 件	2 件 / 16 件中	<p>● 市民参画手続の実施効果が低いと思われるものについては、取扱いをどうすればよいのか。</p>	<p>【除外規定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旭川市市民参加推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 定型的又は経常的に行うもの ➢ 軽易なもの ➢ 緊急に行わなければならないもの ➢ 市の機関内部の事務処理に関するもの ➢ 法令等の規定により定められた実施基準に基づき行うもの ➢ 市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの 等 ● 高山市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 緊急に行う必要があるもの ➢ 法令等の規定により定められた実施基準に基づき行うもの ➢ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの ➢ 実施機関内部の事務処理に関するもの ➢ 法令等の制定又は改廃に伴い必要となる用語等の変更に係る条例の改正その他軽易なもの ● 多治見市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 鹿児島市の市民参画を推進する条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの ➢ 意見聴取手続が法令等により定められているもの ➢ 実施基準が法令等により定められているもの ➢ 施設、設備等の維持管理に関するもの ➢ 実施機関の内部にのみ適用されるもの ➢ 軽微なもの ➢ 緊急を要するもの ● 北広島市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 軽易なもの ➢ 緊急を要するもの ➢ 市の機関の内部事務処理に関するもの ➢ 法令等の規定により定められた実施基準に基づき行うもの ➢ 地方自治法第 74 条第 1 項の規定により条例の制定、改正又は廃止の請求が行われたもの ➢ 法令に基づき、市民参画手続と同様の手続を行うもの ● 北本市市民参画推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 緊急を要するもの ➢ 軽易と認められるもの ➢ 市長等の内部事務に関するもの ➢ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの ➢ 法令等の制定または改廃により市長等に裁量の余地がないもの ➢ 法令等の規定により定められた実施基準に基づき行うもの
意見 0 件	6 件 / 16 件中							
意見 1 件	2 件 / 16 件中							
<p>参画手続きが不要な政策等</p>	<p>(第6条第3項)</p> <p>① 前項の規定にかかわらず、市長等は、対象事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参画手続を実施しないことができる。</p> <p>(ア) 市税の賦課徴収に関するものその他金銭の徴収に関するもの。</p> <p>(イ) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの。</p> <p>(ウ) 法令に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの。</p> <p>(エ) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの。</p> <p>(オ) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの。</p> <p>(カ) 特に緊急の必要のため作成すべきものであって、市民参画手続を行う暇がないもの。</p>	<p>■意見 0 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂 ◇ 明石市個人情報保護条例の一部改正 ◇ 明石市協働のまちづくり推進条例の制定 ◇ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定 ◇ 都市計画道路の廃止候補路線の確定 ◇ 火災予防条例の一部を改正する条例 <p>■意見 1 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定 ◇ 明石市障害福祉計画の策定 						

項目	市民参画条例での規定	運用上の課題・問題点	議論のポイント	他市事例
<p>複数の参画手法の採用</p>	<p>(第8条第3項) 市長等は、市民参画を推進するため、複数の市民参画手法※1を併用するよう努めるものとする。</p> <p>※1 第7条に規定（意見公募手続、審議会等手続、意見交換会手続、ワークショップ手続、公聴会手続、政策公募手続、その他）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の参画手法を採用することは努力義務規定であるが、実態として必須規定のように運用されており、複数実施することが目的化しているケースもある。 ● 諮問答申された「市民参画手続の実施に関する判断基準について」の「(2) 市民参画条例に定める基準の例外」に細かく除外理由等が書かれており、解釈の幅を狭くしている。 ● 複数手法の大半が意見公募手続と審議会等手続となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の手法を必ず実施するよりも重要なことはないのか。 ● 効果的な参画手法を選択しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旭川市市民参加推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 高山市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 多治見市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定あり（努力義務規定） ● 鹿児島市の市民参画を推進する条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 北広島市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定あり（努力義務規定） ● 北本市市民参画推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし
<p>意見公募手続指定</p>	<p>(第8条第4項) 市長等は、対象事項について市民参画手続を実施する場合は、必ず意見公募手続を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い人から意見をもらうための意見公募手続でありながら、意見は特定の人からのものに偏る傾向にある。(意見公募手続よりも本来の趣旨に近い方法があるのではないか) ● 意見公募を実施しても、意見が全くもしくは殆ど得られない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見公募手続が必須となっているが、より本来の目的を達成できる手法はないのか。 ● その場合、意見公募手続に代替することが可能か。 ● 意見公募手続に向いていない政策等があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旭川市市民参加推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定あり（必須規定／例外規定あり・・・①高度な専門性が必要なものや地域性を有するもので、他の手法を使う方がふさわしいもの。②市税等に関するもの） ● 高山市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 多治見市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定あり（必須規定／例外規定あり・・・①緊急、②軽微、③利害調整を目的とした審議会等の実施、④法令等で同様の手続を実施、⑤既に同様の件でパブコメ実施） ● 鹿児島市の市民参画を推進する条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定あり（原則必須規定／例外規定あり・・・他の方法の方が適当である場合） ● 北広島市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 北本市市民参画推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし

項目	市民参画条例での規定	運用上の課題・問題点	議論のポイント	他市事例
意見公募期間の指定	<p>(第 11 条第 2 項／第 3 項)</p> <p>① 意見提出期間は、前項の規定による公表の日から起算して 30 日以上でなければならない。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、市長等は、30 日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、<u>30 日を下回る意見提出期間を定めることができる</u>。この場合においては、第 1 項の規定による公表の際に、その理由を明らかにしなければならない。</p> <p>(参考:所定の期間を確保できない場合における適正でない理由例～「市民参画手続の実施に関する判断基準について」より～)</p> <p>事務のスケジュール上(〇月に条例案を議会に上程する必要がある等)条例に定められた期間を設けることができなかつたため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 施策等の実施スケジュールや議会の開催日程等の関係で、30 日以上意見公募期間を設けることが難しい事例がある。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 審議会での検討が長引いて計画書の印刷日程や議会上程スケジュールに間に合わないので、募集期間を数日短縮した。 ● 逐条解説では期間を短縮できる例外事例として、「緊急に定める必要がある等」とのみ記載され、マニュアルでは、「期間を短縮できるのは、法令等で事業の実施などが決まっており、当該期間を設けることができない場合をいい、市長等の都合で短縮することは厳に慎まなければなりません」とされており、状況に応じた期間の短縮が困難となっている。 ● 諮問答申された「市民参画手続の実施に関する判断基準について」の「(2) 市民参画条例に定める基準の例外」に細かく除外理由等がかかれており、解釈の幅を狭くしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見公募手続の事前実施や他手法の併用で期間を短縮することはできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旭川市市民参加推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 高山市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定あり(30 日以上 必須規定／例外規定あり) ● 多治見市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 別条例に規定あり(30 日以上 必須規定／例外規定あり) ● 鹿児島市の市民参画を推進する条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 北広島市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定あり(30 日以上 必須規定／例外規定あり) ● 北本市市民参画推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし
審議会等の男女比率指定	<p>(第 12 条第 1 項第 2 号) 努力義務規定</p> <p>委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の 3 割を下回らないようにすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 努力義務規定であるが、実態として必須規定のように運用されている。 ● 諮問答申された「市民参画手続の実施に関する判断基準について」の「(2) 市民参画条例に定める基準の例外」に細かく除外理由等が書かれており、解釈の幅を狭くしている。 ● 比率を遵守するのがどうしても難しい事例が多い。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域包括支援センター運営協議会において、高齢者相談に関わる関係機関や組織の代表者から委員を選出するため、男女比率を勘案することが難しい。 ➢ 学識経験者や各種団体の代表者等には男性が多い。女性委員の割合を確保するため、委員の総数を削減する方法で対応している。 ➢ 国、県、市の土木系の機関が充て職となっており、男性職員が大半で女性比率を達成できないため、女性委員の比率を上げるよう、各団体に呼び掛けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の応募が少ない場合にどうすれば良いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旭川市市民参加推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 高山市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし(幅広い人材の登用に努める) ● 多治見市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし(幅広くなるよう配慮する) ● 鹿児島市の市民参画を推進する条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし(男女比に配慮する) ● 北広島市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし(男女比に配慮する) ● 北本市市民参画推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし

項目	市民参画条例での規定	運用上の課題・問題点	議論のポイント	他市事例
<p>審議会等の 公募委員比率指定</p>	<p>(第12条第1項第5号) 努力義務規定 委員総数の2割以上は、公募による市民の委員とすること。ただし、法令により委員の構成が定められているときその他公募の委員を選任しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 努力義務規定であるが、実態として必須規定のように運用されている。 ● 諮問答申された「市民参画手続の実施に関する判断基準について」の「(2) 市民参画条例に定める基準の例外」に細かく除外理由等がかかれており、解釈の幅を狭くしている。 ● 比率を遵守するのがどうしても難しい事例が多い。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「新あかし健康プラン 21」計画の審議会である「健康づくり推進協議会」に公募市民3名を委員として選出し、市民意見の聴取に努めているが、この人数で「市民の幅広い意見を反映した」と言えるのか疑問がある。 ➢ 広報あかしや市HPにより公募委員の募集を行ったが、応募が少なく公募委員比率を達成できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公募委員の応募者が少ない場合にどうすれば良いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旭川市市民参加推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 高山市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし(幅広い人材の登用に努める) ● 多治見市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし(原則として公募委員を加える努力義務規定) ● 鹿児島市の市民参画を推進する条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし(公募委員を加えることを必須規定) ● 北広島市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし(できるだけ公募委員を加えることを規定) ● 北本市市民参画推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし

項目	市民参画条例での規定	運用上の課題・問題点	議論のポイント	他市事例						
<p>政策提案手続の 手続詳細</p>	<p>(第 19 条)</p> <p>① 市民は、市民 20 人以上の連署をもって、その代表者から市長等に対して、対象事項についての政策等の案を添えて、政策等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が第 6 条第 3 項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>② 市長等は、前項の規定による提案を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かを検討し、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、非公開情報を除き、当該提案の内容とともに公表するものとする。</p> <p>③ 市長等は、提案が対象事項に該当する場合は、当該提案に係る政策等を行うか否かを検討し、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、公表するものとする。</p> <p>④ 市長等は、前項の検討を行うに当たっては、提案代表者に<u>公開の場において意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p> <p>⑤ 提案代表者は、第 2 項又は第 3 項の検討結果について不服がある場合には、市長等に対して再検討を求めることができる。</p> <p>⑥ 市長等は、前項の規定による再検討の求めがあったときは、遅滞なく、次条第 1 項に定める明石市市民参画推進会議に諮問し、その答申を尊重した上で再検討を行い、その結果及び理由を提案代表者に通知するとともに、公表するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策提案に該当した場合、「公開の場で意見陳述」する仕組みになっており、市民にとってハードルが高く、気軽に使える制度になっていない。(但し、気軽過ぎると対応に困るので一定のレベルは保つべき) ➢ 平成 26 年度に政策提案手続を受けたが、庁内協議で「公開の場での意見陳述」を行って貰うのは手続きとして疑問があるということで、市と提案者との意見交換会の形で手続きを実施した。 <table border="1" data-bbox="1107 751 1685 1633"> <tr> <td>提案日</td> <td>平成 26 年 7 月 9 日</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>明石市立中学校における免許外教科担当の解消</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>■提案に対する検討・対応</p> <p>政策提案を受け、市では、教育委員会事務局及び市長部局政策室の職員、また、提案者を代表する数名の方からなる検討会議を実施しました。</p> <p>検討会議は、平成 26 年 9 月から 12 月にかけて 3 回開催し、免許外教科担任の解消の方策、今後の方向性について、「学校規模の適正化」、「県による教職員配置の改善」、「市費での非常勤講師の配置」、「兼務発令」、「免許外教科サポート指導員制度」の 5 つの観点から、意見交換を行いました。</p> <p>平成 27 年度においては、学級増に伴う教員定数増による教員配置や県教育委員会から配当された非常勤講師の配置により、市内中学校における免許外教科担任の解消を図ることができました。</p> </td> </tr> </table>	提案日	平成 26 年 7 月 9 日	名称	明石市立中学校における免許外教科担当の解消	<p>■提案に対する検討・対応</p> <p>政策提案を受け、市では、教育委員会事務局及び市長部局政策室の職員、また、提案者を代表する数名の方からなる検討会議を実施しました。</p> <p>検討会議は、平成 26 年 9 月から 12 月にかけて 3 回開催し、免許外教科担任の解消の方策、今後の方向性について、「学校規模の適正化」、「県による教職員配置の改善」、「市費での非常勤講師の配置」、「兼務発令」、「免許外教科サポート指導員制度」の 5 つの観点から、意見交換を行いました。</p> <p>平成 27 年度においては、学級増に伴う教員定数増による教員配置や県教育委員会から配当された非常勤講師の配置により、市内中学校における免許外教科担任の解消を図ることができました。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 「公開の場で意見陳述」という手法が政策提案のハードルを上げていないか。 ● 再検討要求の場合に市民参画推進会議に諮るという仕組みは適切か。代替できる仕組みはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旭川市市民参加推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 高山市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 多治見市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 鹿児島市の市民参画を推進する条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし ● 北広島市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定あり（公開の場で意見陳述や推進会議を絡めた仕組みについての規定はなし） ● 北本市市民参画推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定あり（公開の場で意見陳述についての規定なし、推進会議を絡めた仕組みについての規定あり）
提案日	平成 26 年 7 月 9 日									
名称	明石市立中学校における免許外教科担当の解消									
<p>■提案に対する検討・対応</p> <p>政策提案を受け、市では、教育委員会事務局及び市長部局政策室の職員、また、提案者を代表する数名の方からなる検討会議を実施しました。</p> <p>検討会議は、平成 26 年 9 月から 12 月にかけて 3 回開催し、免許外教科担任の解消の方策、今後の方向性について、「学校規模の適正化」、「県による教職員配置の改善」、「市費での非常勤講師の配置」、「兼務発令」、「免許外教科サポート指導員制度」の 5 つの観点から、意見交換を行いました。</p> <p>平成 27 年度においては、学級増に伴う教員定数増による教員配置や県教育委員会から配当された非常勤講師の配置により、市内中学校における免許外教科担任の解消を図ることができました。</p>										

項目	市民参画条例での規定	運用上の課題・問題点	議論のポイント	他市事例
市民参画推進会議の設置	(第20条第1項) この条例に基づく市民参画を推進するため、市長の附属機関として、明石市市民参画推進会議を置く。			
市民参画推進会議の審議内容	(第20条第2項/第3項) ① 推進会議は、前条第6項に規定する答申を行うほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を答申する。 (ア) この条例及びこの条例に基づく規則の改正又は廃止に関する事項 (イ) この条例の運用の状況及びその評価に関する事項 (ウ) その他市民参画の推進に関し必要な事項 ② 推進会議は、市民参画手続の運用全般に関する事項について、市長等に意見を述べるができる。 ※逐条解説で毎年モニタリングする旨が明記されている。	<ul style="list-style-type: none"> ● 推進会議で話し合う内容は主に前年度の実施状況のモニタリングとなっているが、より多くの参画を促す方法等についてなど、手続遵守確認以外の視点での審議が望ましいのではないかと。 ➤ 第1回推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成23年11月28日 <ul style="list-style-type: none"> ● 明石市市民参画条例の概要について ● 会長及び副会長の選任について ● 会議の運営方針について ● 条例の運用状況の評価方法について ➤ 第2回推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成24年6月4日 <ul style="list-style-type: none"> ● 明石市市民参画条例の運用状況の評価方法について ● 平成23年度運用状況の評価について ➤ 第3回推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成24年7月2日 <ul style="list-style-type: none"> ● 平成23年度市民参画手続の運用状況に関する意見書(案)について ➤ 第4回推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成25年8月29日 <ul style="list-style-type: none"> ● 市民参画手続の実施に関する判断基準の策定について ● 明石市市民参画条例の平成24年度運用状況の評価について ➤ 第5回推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成25年10月21日 <ul style="list-style-type: none"> ● 市民参画手続の実施に関する判断基準の策定について ● 明石市市民参画条例の平成24年度運用状況の評価について 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民参画推進会議で議論すべき内容は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旭川市市民参加推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民参加の推進状況に対する総合的評価 ➤ 市民参加の方法の研究及び改善 ➤ 条例の見直しに関する事項 ➤ その他市民参加に関する基本的事項 ● 高山市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 規定なし ● 多治見市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 規定なし ● 鹿児島市の市民参画を推進する条例 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 規定なし ● 北広島市市民参加条例 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民参加の実施に関する事項 ➤ 条例の運用の評価に関する事項 ➤ 条例及び規則その他の規定の見直しに関する事項 ➤ その他市民参加に関する事項 ● 北本市市民参画推進条例 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 規定なし